

令和5年度実地指導における主な 指導事項及び運営に関する留意事項

令和5年度指定障害福祉サービス事業所等に係る集団指導
(R6. 3. 6)

鳥取県西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課

令和5年度指定障害福祉サービス事業者等 実地指導等の結果

西部232事業所（R5.12.31現在）の内、

R5年度は、36（24）事業所に実地指導を行いました。

◎本年度の実地指導において、指摘事項なし 0（0）事業所

○本年度の実地指導において、口頭指摘のみ 6（2）事業所

※（ ）は昨年度

【今年度の重点項目】

- ・非常災害対策について
- ・障がい者虐待の防止について
- ・感染症等への対策について
- ・ハラスメント対策について

監査実施

- ・ 指定取消処分
- ・ 改善勧告、指導

(不適切事例：就労系サービス)

〈事例の概要〉

A事業所では、利用者の支援の実態がないにもかかわらず事業所を利用したという虚偽の記録を代表自らが作成し、給付費を不正に請求し受領した。

また、当局が行った監査において、作成した虚偽の記録を報告（提示）した。

〈措置の概要〉

- 行政処分（指定取消処分）
- 給付費の返納

指導監査とは

◆指導⇒「**集団指導**」と「**実地指導**」

①**集団指導**

- ・指定事務の制度説明
- ・障害者総合支援法、児童福祉法の趣旨・目的の周知及び理解の促進
- ・給付費請求に係る不正防止の観点から適正な請求事務指導など

⇒**制度管理の適正化**

②**実地指導**

- ・運営指導
- ・報酬請求指導

⇒**よりよいサービス提供の実現**

◆監査⇒**重大な法令違反の疑いが生じたときに行う事実関係等の調査**

各種情報により指定基準違反や不正請求が疑われる場合に実施

(通報・苦情・相談等に基づく情報、実地指導からの監査への切替等)

⇒**不適正な運営、不正請求への機動的な対応・早期介入**

みなさんの事業所で提供するサービスは、公費で運営される公的な事業です。事業者にはサービスの質の確保に加えて、指定基準、費用(報酬)算定基準をはじめとする各種の法令等を遵守した適正な運営の実施が求められます。

基準等の遵守と適正運営の確保を！

自己点検

県では、事業者が自らのサービスの提供体制及び運営状況などを、点検するための自己点検表をホームページ上に掲載しています。

⇒ぜひ、活用してください。

(HP掲載:とりネット・障がい福祉課・指導監査関係)

<https://www.pref.tottori.lg.jp/256708.htm>

主な指摘事項

1 運営規程

(指摘内容)

- ・運営規程と重要事項説明書の間で内容が相違している
 - ・虐待防止について、虐待防止のための措置に関する事項について、適切な対応が図られるための措置が定められていない(事項が不足している)
- ※運営規程の項目については、各基準の運営規程の項目によるものとする

このページ以降に記載する基準は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」、「児童福祉法に基づく指定通所支援事業等の人員、設備及び運営に関する基準」です。

※基準は、居宅介護を引用 療養介護は基準第67条、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型は基準第89条、短期入所は基準第123条、重度障がい者等包括支援は基準第135条、就労継続支援A型は基準 第196条の2、就労定着支援、自立生活援助は基準第206条の10、共同生活援助は基準 第211条の3、施設入所支援は施設基準第41条、地域相談支援は地域相談支援基準第27条、計画相談支援は計画相談支援基準第19条

第31条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要 事項に関する運営規程(第35条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。(1)事業の目的及び運営の方針(2)従業者の職種、員数及び職務の内容(3)営業日及び営業時間(4)指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額(5)通常の実地実施地域(6)緊急時等における対応方法(7)事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類(8)虐待の防止のための措置に関する事項(9)その他運営に関する重要事項

※サービス種別によっては、「利用定員」、「サービスの利用に当たっての留意事項」、「非常災害対策」などの 項目の記載が必要となる場合があります。

※基準は児童発達支援を引用(医療型児童発達支援通所基準第 63 条、居宅訪問型児童 発達支援第 71 条の 13) 入所支援は入所基準第 34 条、相談支援は相談支援基準第 19 条

第37条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第43条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。(1)事業の目的及び運営の方針 (2)従業者の職種、員数及び職務の内容 (3)営業日及び営業時間 (4)利用定員 (5)指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 (6)通常の事業の実施地域 (7)サービスの利用に当たっての留意事項 (8)緊急時等における対応方法 (9)非常災害対策 (10)事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 (11)虐待の防止のための措置に関する事項 (12)その他運営に関する重要事項 ●運営規程と重要事項説明書(及び重要事項の掲示)の間で内容が相違している。

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(解釈通知)

※以下、居宅介護を引用

(20) 運営規程(基準第31条)

⑥虐待の防止のための措置に関する事項(第8号)

居宅介護における「虐待の防止のための措置」については、「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日障発第1020001号当職通知)に準じた取扱いをすることとし、指定居宅介護事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、

ア 虐待の防止に関する責任者の選定

イ 成年後見制度の利用支援

ウ 苦情解決体制の整備

エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)

オ 基準第40条の2第1項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止委員会」という。)」の設置等に関すること等を指すものであること(以下、他のサービス種類についても同趣旨)

2 サービス提供の記録

(指摘内容)

- ・サービス提供記録の記載内容に不備(具体的なサービス内容が記載されていないなど)がある
- ・サービス提供記録に記載した内容について、利用者及び保護者から確認を受けていない

※基準は、居宅介護を引用 療養介護、共同生活援助は第53条の2、施設入所支援は施設基準第17条、地域相談支援は地域相談支援基準第15条

第19条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

※基準は児童発達支援を引用 入所支援は入所施設基準第15条

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない

3 身体拘束等の禁止

(指摘内容)

- ・身体拘束等の適正化のために必要な措置(指針の整備、委員会の設置開催、研修の実施など)が行われていない。

※基準は、居宅介護を引用 施設入所支援は施設基準第48条

第35条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の言動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※基準は児童発達支援を引用 入所支援は入所施設基準第41条

第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供にあたっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下この条において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

ポイント①

●「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」(以下「身体拘束適正化検討委員会」という。)

身体拘束適正化検討委員会は、事業所に従事する幅広い職種により構成してください。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要です。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師(精神科専門医等)、看護職員等の活用が考えられます。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討してください。なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが望ましいですが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。)も差し支えありません。事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定しています。

ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。

イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。

ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。

エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。

オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。

(令和4年度から義務化)【令和3年度制度改定に伴う見直し】

ポイント②

●「身体拘束等の適正化のための指針」

事業所が整備する指針には、次のような項目を盛り込んでください。ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 障がい児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針（令和4年度から義務化）【令和3年度制度改定に伴う見直し】

ポイント③

●「従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施」

研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとしてください。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。また、研修の実施内容について記録することが必要となります。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えありません。（令和4年度から義務化）【令和3年度制度改定に伴う見直し】

ポイント④

身体拘束廃止未実施減算

報酬の留意事項通知 2. 通則(12) (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型 就労継続支援B型、共同生活援助)

●やむを得ず身体拘束を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない。(令和5年4月から減算適用)

次の基準のいずれかを満たしていない場合に、基本報酬を減算となります。(令和5年4月より適用)

①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること ④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

※令和5年4月から、全ての事業所において、①から④に掲げる項目のいずれかに該当する場合は減算となりました。

●ただし、令和6年度の報酬改定から減算割合が以下のとおりになります。

- ・(施設・居住系サービス) 基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算
- ・(訪問・通所系サービス) 基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算

3 虐待の防止

(指摘内容)

・虐待防止ために必要な措置(委員会の設置開催、研修の実施など)が行われていない。

※基準は、居宅介護を引用 施設入所支援は施設基準第54条の2 地域相談支援は地域相談支援基準第36条の2、計画相談支援は計画相談支援基準第28条の2

第40条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。一 当該指定居宅介護事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※基準は児童発達支援を引用 入所支援は入所施設基準第42条、相談支援は相談支援基準第28条の2

第45条(略)2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

ポイント①

●障がい者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容が盛り込まれ、令和4年度から義務化となります。・虐待防止委員会の設置、開催の義務化・従業員への研修の実施の義務化・虐待の防止等のための責任者の設置の義務化【令和3年度制度改定に伴う見直し】

ポイント②

「虐待防止措置未実施減算」新設
実施していない事業所に対し、
R6年度から減算対象となります

●「虐待防止委員会」虐待防止委員会の役割

・虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成)・虐待防止のチェックとモニタリング(虐待が起こりやすい職場環境の確認等)・虐待発生後の検証と再発防止策の検討(虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行)の3つがあります。虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者(必置)を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましいです。なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討してください。虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者(必置)が参画していれば最低人数は問いませんが、委員会での検討結果を従業員に周知徹底することが必要です。なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要ですが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えありません。事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。

(令和4年度から義務化)【令和3年度制度改定に伴う見直し】

ポイント③

- 委員会で実施する具体的な内容は次のような対応を想定しています。
 - ア 虐待(不適切な対応事例も含む)が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。
 - イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。
 - ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。
 - エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。
 - オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。
 - カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
 - キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

ポイント④

- 「虐待防止のための指針」事業所は次のような項目を定めた指針を作成することが望ましいです。
 - ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
 - イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
 - ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
 - エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
 - オ 虐待発生時の対応に関する基本方針
 - カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
 - キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

ポイント⑤

●「従業者に対する虐待防止のための研修」

研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図ってください。職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要です。また、研修の実施内容について記録することが必要です。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えありません。

（参考）

●厚生労働省HP

「障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963543.pdf>

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001121499.pdf>

4 秘密保持等

(指摘内容)

- ・従業者について秘密保持誓約を締結していない
- ・従業者の秘密保持義務について就業規則等に明記されていない
- ・在職中の記述はあるが、退職後の秘密保持が明記されていない

※基準は、居宅介護を引用 施設入所支援は施設基準第49条、地域相談支援は地域相談支援基準第32条、計画相談支援は計画相談支援基準第24条

第36条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者 又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供 する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

※基準は児童発達支援を引用 入所支援は入所施設基準第 44 条、相談支援は相談支援基準第 24 条

第47条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児 又はその家族の秘密を漏らしてはならない。2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障 害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等(法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設 等をいう。)、指定障害福祉サービス事業者等(障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サ ービス事業者等をいう。)その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情 報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

5 変更の届出

(指摘内容)

- ・指定時と内容が大きく異なるにも関わらず、変更届が期間内に提出されていない
- ・加算の要件を満たさなくなったが、取下げの届出を行っていない

※障害者総合支援法 相談支援は法第51条の25

【障害者総合支援法(抜粋)】第46条 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。2 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。3 指定障害者支援施設の設置者は、設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※児童福祉法 障がい児入所施設は、児童福祉法第24条の13、相談支援は24条の32

第21条の5の20 ③指定障害児通所支援事業者は、当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。④指定障害児通所支援事業者は、当該指定通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

6 非常災害対策

(指摘内容)

- ・非常災害に関する具体的な計画が策定されておらず、従業者へ周知されていない
- ・定期的な避難、救出その他必要な訓練が行われていない

※基準は療養介護を引用 施設入所支援は施設基準第44条(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援及び計画相談支援を除く)

第70条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。【解釈通知】1 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならないこととしたものである。2 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。3 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。4 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。5 基準第70条第3項は、指定療養介護事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。

第44条 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知しなければならない。2 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

※基準は児童発達支援を引用(居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援除く) 入所支援は入所施設基準第 37 条、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 6 条

第40条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。3 指定児童発達支援事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

【解釈通知】

1 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。2 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。3 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。4 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。5 基準第40条第3項は、指定児童発達支援事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。

第 6 条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

ポイント

●平成 29 年、水防法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 31 号)が施行され、洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務付けられました。対象区域内の障がい福祉サービス事業者で、避難計画を未だ作成していない等、義務の履行ができていない事業者の管理者は、早急に対応してください。

7 ハラスメント防止対策

(指摘内容)

・ハラスメント防止対策が講じられていない、またハラスメント相談に対応する担当者が決められていない

●障がい福祉の現場において、全ての障がい福祉サービス等事業者等を対象に、運営基準において、適切な職場環境維持(ハラスメント対策)を求めることとなりました。

●雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の2第1項の規定に基づき、事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業者が講ずべき措置の具体的内容及び事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとなります。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。

●ア 事業者が講ずべき措置の具体的な内容 具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。b 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。なお、パワーハラスメント防止のための事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業(資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業)は、令和4年度から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。

●イ 事業者が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されているので参考にしてください。

(令和4年度から義務化)【令和3年度制度改定に伴う見直し】

8 欠席時対応加算

(指摘内容)

- ・利用中止の連絡があった際の聞き取り内容が不十分である

(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型)

報酬告示第6の7

- (一)加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。
- (二)「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。

(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)

(Ⅰ)(Ⅱ)※Ⅱについては放課後等デイサービスのみ 報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1)の⑪(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)

⑪ 欠席時対応加算の取扱い 通所報酬告示第1の8の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。(一)加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。(二)「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。(三)①の(三)又は(五)を算定している事業所において、1月につき指定児童発達支援等を利用した障害児の延べ人数が利用定員に営業日数を乗じた数の80%に満たない場合については、重症心身障害児に限り8回を限度として算定可能とする。

ポイント

【記載する内容について】

- 例示(利用者側からの当日の連絡の場合)
 - ・欠席連絡のあった日(加算算定の起算日の確認、欠席連絡の事実確認)
 - ・連絡をしてきた相手(報酬告示に利用者またはその家族とあることからその事実確認)
 - ・連絡を受けた対応者(事実確認)
 - ・欠席の理由(あらかじめ予定されていた欠席か、急な欠席かどうか事実確認)
 - ・当日の利用者の状況(報酬告示にあり。事実確認)